

神戸市男女共同参画苦情処理委員の廃止・統合（案）

1. 男女共同参画苦情申出制度

(1) 概要

神戸市男女共同参画の推進に関する条例第 20 条に基づき、平成 15 年 10 月 1 日より制度化。市長の附属機関として、「男女共同参画苦情処理委員」を置き、市民から市長に申し出のあった、男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や提案、人権が侵害された場合の相談について調査し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べる制度

(2) 対象案件

- ア. 市の男女共同参画に関する施策についての苦情又は提案の申出
- イ. 男女共同参画に関する人権が侵害された場合の相談の申出（市内で発生したものに限り）
 - ・私人間における性別による差別的取扱いで、不利益や被害を受け、相手方に改善等を求めるもの（例：セクハラ、配偶者等との暴力、性別による差別的取扱いなど）

(3) 対象外案件

- ・ 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案
- ・ 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条に規定する紛争に係る事案
- ・ 人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以後にされた相談申出に係る事案（市長が正当な理由があると認めるものを除く。）
- ・ 議会に請願、陳情を行っている事案、監査委員に住民監査請求を行っている事案など、苦情処理委員に調査及び処理を命ずることが適当でないとする事案

(4) 申出できる者

神戸市内に在住、在勤又は在学する方、及び市内の事業者及び団体

(5) 委員

苦情処理委員 3 名、専門調査員 3 名

※いずれも弁護士・企業関係者・学識経験者各 1 名

(6) 苦情処理件数（平成 15 年度から令和 4 年度末まで）

申出件数 22 件、うち苦情処理委員による調査・処理を行った件数 14 件

2. 見直し理由

平成 29 年度以降、申出処理件数が 0 件、申出件数も令和 4 年度の 1 件（申出処理非該当のため調査・処理せず）のみ。このため、令和 3 年度以降、委員委嘱を休止している。

神戸市男女共同参画推進条例第 20 条では、市民等からの申出の処理について、「必要があると認めるときは男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。」と規定しており、当審議会に機能を統合することで、効率的な運営を図る。

3. 見直し（案）

令和6年度から、男女共同参画苦情処理委員を廃止。

市民からの申出があった場合は、必要に応じて男女共同参画課で調査・事務処理を実施したうえで、男女共同参画審議会に諮り、ご意見を聴く形に改める。

4. 今後のスケジュール

令和6年2月	神戸市男女共同参画推進条例の改正案を市議会に提案 可決すれば、関連する規則等も廃止
令和6年4月	男女共同参画審議会に機能統合
令和6年度以降	苦情の申出を受理した場合、必要に応じて審議会を開催 年1回、審議会に苦情処理制度の運用状況を報告

（参考）

○神戸市男女共同参画の推進に関する条例（抜粋）

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

○苦情処理件数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～ R3	R4	計
申出件数	5	6	3	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	2	0	1	22
苦情処理委員 調査件数	5	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	14
問合せ・相談	6	3	5	1	0	1	0	0	0	1	3	0	3	0	0	0	23

神戸市男女共同参画申出処理制度

○男女共同参画に関する市の施策への苦情・提案の申出

○男女共同参画に関する人権が侵害された場合の相談の申出

市民・事業者のみなさんからの申出について、男女共同参画苦情処理委員が公正・中立な立場で必要な調査を行い、その結果を踏まえて、市が迅速・適切に対応します。

神戸市

問い合わせ先

神戸市地域協働局男女共同参画課(男女共同参画センター)

〒650-0016 神戸市中央区橘通 3-4-3

TEL 078-361-6977

FAX 078-361-6477

E-mail danjyo@office.city.kobe.jp

どのようなことを申し出ることができますか？

- (1) 市の男女共同参画に関する施策についての苦情又は提案の申出
 - ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策
 - ・市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策
- (2) 男女共同参画に関する人権が侵害された場合の相談の申出(市内で発生したものに限りです。)
 - ・私人間における性別による差別的取扱いで、不利益や被害を受け、相手方に改善等を求めるもの。
(例) セクシュアル・ハラスメント、配偶者等の間の暴力、性別による差別的取扱いなど。

具体的にはどのような事例がありますか？

申出の趣旨	苦情処理委員の調査結果	神戸市の対応
区民センターと勤労市民センターの講座において、女性対象になっている講座を、男女対象に改めてほしい。	市担当部局から聴取した結果に基づいて合議した結果、区民センター及び勤労市民センター等で実施されている講座について、特に男女別に実施する必要があると認められる講座を除き、男女が共に受講できるようにすることが望ましいと判断した。	苦情処理委員の報告を受けて、市担当部局に受講対象の見直しについては是正の指示を行った。市担当部局はセンター等を管理している指定管理者に対して、性別による講座の募集区分の必要性について検討し、必要がない場合は募集区分を廃止するよう求めた。
民間企業の「女性スタッフ急募」のポスターが出ているが、「男女スタッフ急募」にかえてほしい。	兵庫労働局の意見を踏まえて合議した結果、当該事案は、募集・採用に係る差別として、男女雇用機会均等法第25条に関わる事案であり、兵庫労働局に対応を要請することが適切であると判断した。	苦情処理委員の報告を受けて、助言・是正の要望は行わず、兵庫労働局に対応を依頼した。
映画館において週に一度、男女の鑑賞料金の格差を設けるのをやめてほしい。	合議した結果、映画館の入場料金には様々な割引料金が設定されており、女性に対する割引は、営業戦略の一つとして設定されているものであり、申出人が、この割引サービスの対象とされないことによって、具体的な被害や不利益を被る人権侵害があったとは言えないため、この男女共同参画申出処理制度で処理することは適切ではないと判断した。	苦情処理委員の報告を受けて、本制度の対象外として、助言・是正の要望を行わないこととした。

すべての申出が処理されますか？

次の申出は、この制度の対象となりません。その場合は申出人にお知らせします。

- ・裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案
- ・行政不服審査法に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案
- ・男女雇用機会均等法第12条に規定する紛争に係る事案(募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇における差別についての紛争)
- ・神戸市男女共同参画の推進に関する条例又は神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事案
- ・その他、議会に請願・陳情を行っている事案、監査委員に住民監査請求を行っている事案など、苦情処理委員に調査を命ずることが適当でないと認める事項

また、人権を侵害された場合の申出が、当該人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされた場合は、調査が困難なため、原則として制度の対象となりません。

誰でも申し出ることができますか？

神戸市内に在住する方のほか、神戸市内に在勤又は在学する方が申し出ることができます。
また、市内の事業者及び団体からの申出も受け付けます。

申出はどのように処理されるのですか？

申出があった場合、苦情処理委員は、申出の内容について、施策の担当機関又は申出に係る関係人から説明を受けるなどの調査を行います。

市長は、苦情処理委員の調査結果と意見を踏まえて必要があると認めるときは、施策については是正の指示を、人権侵害については、関係人に助言又は是正の要望を行います。なお、必要に応じて、適切な機関へ引き継ぐこともあります。

苦情処理委員はどのような人ですか？

男女共同参画に関して優れた識見を有する学識経験者、弁護士、企業関係者の3名が市長からの委嘱を受けて、苦情処理委員を務めます。

申出の方法は？

申出は、原則として申出書(リーフレット裏面)の提出により行ってください。申出書の用紙は、神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOBE)及び市政情報室に備えるほか、神戸市の男女共同参画課のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a47682/kurashi/activate/cooperation/danjyokyoudousankaku/moushidesyori.html>)

なお、下記の事項が記入されていれば、所定の様式でなくても申し出ることができます。

<申出書の記載事項>

- ・申出人の住所、氏名、電話番号(連絡先)
 (法人その他の団体の場合は、名称、
 代表者の氏名、事務所の所在地)
- ・申出の趣旨及び理由
- ・他の機関等への相談等の状況
- ・申出の年月日

<申出書の提出>

郵送又はFAX・Eメールにより受け付けます。

[郵送の場合]

〒650-0016神戸市中央区橘通3-4-3

神戸市男女共同参画センター

男女共同参画申出処理係 あて

[FAX の場合] 078-361-6477

[Eメールの場合] danjyo@Office.city.kobe.jp

神戸市男女共同参画の推進に関する条例(抜粋)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

男女共同参画に関する申出書

年 月 日

神戸市長

郵便番号

住 所

(申出人)

氏 名

電話番号 () -

神戸市男女共同参画の推進に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり申出をします。

申出の趣旨

(解決してもらいたいこと)

申出の理由

(具体的な内容と経緯)

〈市の施策の場合〉

- ①どの機関の
- ②どの施策が
- ③どのような問題があるのか

〈人権侵害の場合〉

- ①いつ
- ②どこで
- ③だれから
- ④どのようなことを

※書ききれない場合は、別の紙も使用してください。

他の機関等への相談等の状況

(該当する□にチェックをいれてください。)

相談している

裁判所 警察署 兵庫労働局 兵庫県

市議会への請願・陳情 監査委員 その他 ()

具体的に内容を記入してください

相談していない

備 考

(今後、連絡するにあたり、特に配慮する必要のある事項)

(連絡先、連絡方法、時間帯など)

※法人その他の団体は、申出人の住所、氏名の欄に、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。